



しあわせ便り

第32号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「申請主義のあれこれ Part2」

前号で記述した障害年金の申請について、もう少し深掘りしてみましよう。

障害年金には、国民年金の加入者が受ける障害年金と、厚生年金保険の加入者が受ける障害厚生年金があります。厚生年金保険の加入者は国民年金の加入者でもあるので、障害厚生年金を受ける場合、障害年金はその中に含まれます。また、年金の等級に満たない障害の場合、障害手当金(一時金)を受けることができる場合があります。以下を全て満たす方が受給できます。

- ①・障害の原因となった病気や怪我の初診日(障害の原因となった疾病について、初めて医師等の診療を受けた日)が加入期間内であること。
 - ・20歳前又は、日本国内居住で60歳以上65歳未満の年金制度に加入していない期間
 - *ただし、老齢基礎年金を繰り上げ受給の場合は除かれます。
- ②・障害の状態が障害認定日(障害の状態を定める日、初診日から1年6か月を経過した日、又は1年6か月以内の疾病が治った・症状が固定した日)に、障害年金は障害等級1又は2級、障害厚生年金は1～3級であること。
 - ・障害認定日に障害の程度が軽く、該当しない場合でもその後重くなった場合、「事後重症」に該当し受給できる場合があります。
- ③・保険料納付要件を満たしていること。ただし、20歳前に初診日がある場合、保険料納付要件は不要です。

さて、申請主義の弊害で見過ごされがちなのが、その障害認定基準です。給付の対象となる疾病は、手足の障害、視力、聴力障害の外部障害だけでなく統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害などの精神障害、呼吸器障害、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血疾患、糖尿病、がんなどの内部障害、人工骨頭や人工関節の挿入、人工透析、心臓ペースメーカー、人工肛門造設、在宅酸素療法なども対象です。外部障害や精神障害は障害年金の支給対象としてよく知られていますが、がんなどの内部障害も対象となることはあまり周知されておらず、申請主義によって不利益を受けている方も多いと思われます。ただし、日常生活や労働に制限が必要となる程度の障害が対象となるので、医師の診断が必要です。詳しくは、しあわせ創研にお問い合わせください。

今回は65歳前に受けられる、特別支給の老齢厚生年金を深掘りします。

令和2年もお世話になりました。良い年末年始をお過ごしください。

1月の総務課ダイアリー

- ・令和3年1月10日…12月支払い給与分 源泉税所得税等、納付期限
- ・令和3年1月20日…納期の特例承認分 源泉税所得税等(後半)納付期限
- ・令和3年2月1日…法定調書提出期限

お知らせ

・年末年始は臨機応変に対応します。ご相談は随時ご連絡ください。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.32 しあわせ、もう少し

